

## 第五話 イギリスの水管理の歴史

水道民営化への道

斎藤博康

### はじめに

イギリスの水道民営化が現在どのようなステージにあつてその背景がいかなる所にあるのかをこれからお話いたします。日本でもイギリスの水道民営化問題はかなり以前から取り沙汰されてきました。ようやく最近これが成立いたしました。現在民間の会社になるためにいろいろと準備をしている最中です。その状況についてもお話したいと思います。

民営化というのは、日本の場合も行政改革の大きなうねりの中で、国鉄や電電公社が民営化され、それ以外の専売（タバコ）といった方面も行政改革という大きい旗印の下に民営化が進められた。民営化が何故行政改革の中で言われているかについては、もっと効率的で親方日の丸でない仕事として、公社、現業の仕事が進められるべきだということが言われているわけです。先日サッチャーさんが来日した時にテレビで

公開討論をやりましたが、その冒頭彼女は、「国は企業をやるべきでない」と端的に言っております。このことが水道民営化にも明確に出されています。

### イギリスの行政機構

先ずイギリスの国と地方の行政機構を少し話しておきます。国王がおりますが、君臨すれども統治せずという立憲君主制の国王です。国王は行政と軍のトップですが、一切の法的責任を負いません。国王は政府の助言によつてのみ行動するので、行政行為は全て政府の責任です。これがイギリス王政を安定させている根本理由です。日本の場合も同じで、天皇の行動は内閣の助言と承認によるわけです。

枢密院といういかめしい名前の行政機構もありますが、これは上院下院と離れた行政機関として役割は形骸化されています。幾つかの仕事のうちには閣僚に就任する場合には、同

時に枢密院の議員への就任が必要だということになってい  
ます。行政の全ての責任と権限は内閣に集中します。内閣は国  
の行政に責任を持つ大臣の集合体です。内閣は、予算案をは  
じめ、重要法案を立案したり起草したり、議会に提出してそ  
の成立を図ったりするほか、枢密院令の内容を検討したり、  
行政上の原則的な決定を下すなどいろいろの決定を閣議を通  
して行います。内閣を構成するのは首相と閣僚その他の大臣。  
首相は国王によって任命されますが、他の大臣は首相の推薦  
によって国王が任命するというので、数は二十人前後です。  
人数や担当部署は必ずしも固定していませんが、閣僚の外に  
閣外相というのがいるのです。さらに事務次官がいます。閣  
外相は全部で二十人から二十五人、次官は五十人前後。イギ  
リスの大臣が出て来る時によく注意して見ないと、閣内相な  
のか閣外相なのか、という点がはっきりしない。水に関する  
大臣という人が何人かいます。一体誰が責任者なのか分か  
らないことがあります。これは以上のような構成のためです。  
内閣の仕事は閣議を通して決められて、後は施行されます。  
総理大臣は、第一大蔵卿が首相になるのが通例で、兼務は形  
式的になっています。首相はこの外に公務員担当相を兼ねて  
います。首相は大臣の一人ですが、前述のように同輩の中の  
首位者の地位にあると言われています。何人かいる内の最右  
翼であるが一人にすぎないと言っているのですが、昨今は首

相の指導力は強まっていると言われています。首相は大臣を  
任命しますが、同時に行政部門の高級公務員や枢密院の議員  
を任命します。内閣府というのがあります。これは官房のこ  
とです。それから閣僚です。立法府のメンバーで、議員であ  
りますが、併せて大臣になって行政組織のトップに立って、  
指揮し、政策の立案、法制化、執行という事務を司ります。  
大臣には内閣のメンバーである閣内相と閣外相というのがあ  
り、各省庁を担当する閣僚というのがおります。これは通常  
セクレタリー・オブ・ステイツとかミニスターという名前で  
呼ばれます。これは閣内相です。そうでない閣外相というの  
もいますが、それぞれの専門の省庁を持たない閣僚がおりま  
す。無任所大臣がいて特命事項を扱うということもあります  
が、こういう人達は全て閣内相です。

大蔵省や外務省のような業務量の多い重要業務に携わる官  
庁では主務大臣が忙しいということで、担当の國務大臣ミニ  
スター・オブ・ステイツを任命することがあります。この國  
務大臣は閣外相ですが、場合によれば閣内相となることを認  
められています。政務次官、事務次官があり、閣僚は政府の  
政策・行為に連帯責任を負うことになっています。

それから政府各省というのがあります。それぞれ扱う業務  
の内容にともなって構成や規模は違いますが、主務大臣の下  
に官僚組織としてトップに事務次官が置かれ、その下に第二

事務次官、副次官、次官補、副次官補がおり、大変複雑な官僚組織になっています。各省庁の中で水に関する主務省は、農業水産食糧省と環境省です。

地方自治行政ですが、イギリスの地方自治は幾つかの階層に分かれています。いわゆる人口五万人以上の大きい都市及び歴史上由緒のある都市は県等から独立したある特別の地位を与えるという意味で特別市というのがあります。特別市を除いて全国を六十二のカウンティに分けています。カウンティは日本の県のような感じのものです。その下に大別して三つの自治体があります。比較的大きい人口を持つ都市をノン・カウンティ・バラと言っており、これはカウンティ・バラ、特別市に対する言葉です。それからアーバン・デイストリクト、日本で言うと町に相当するもの、ルーラル・デイストリクト、これはいわゆる村です。このようなものがあって、カウンティと三つの行政機関とのツー・ティア・システム、つまり二段階層に分かれています。村についてはその下に更に日本では大字のような感じの集落がありまして、それをパリッシュと呼んでいます。これは宗教行政上の区画、教区として考えられています。

ロンドンについてはシティとメトロポリタン・バラとからなり、後者は東京の特別区に相当するものです。メトロポリタン・バラは全部で三十二あります。ロンドンのグレーター・

ロンドン・カウンティ、大ロンドン県ともいうべきものですが、一九八六年に行政改革の中で廃止されました。その後は、直接シティやメトロポリタン・バラが国と直結するようになっていきます。

地方公共団体の行政は住民から公選された議員で構成される議会によって運営されます。議会はカウンシルと言いますが、議決機関であると同時に執行機関です。議決機関と執行機関が独立分離していません。執行機関の長を議会の議員が兼ねるといふことで、メーヤー、市長は議員から選ばれます。市会の議長であつて同時に執行機関の長といふのが特色です。イギリスの地方議会は名誉職の議員からなつていまして、原則的には議員は報酬無しです。しかし、最近はそれも行かないといふことで、若干の手当や実費弁償を受けるようになっていきます。議会は市長の職務を補佐するために必要な職員を任命します。議員はそのような意味でアマチュアと考えられています。アマチュア議員が専門職である職員を使って、その協力の下に行政を執行するのがイギリスの地方自治の伝統です。

地方公共団体の権能は、表一の通りです。

地方団体の財政ですが、財源は通常地方税を基にして、それに国庫補助金、事業収入、税外収入があります。イギリスの地方税、レートといふのは大変古い伝統があるのですが、

表—1 地方公共団体の権能

事務	地方団体		County	County	Non	Urban	Rural	London	Metro-
			Borough		County	District	District	County	politan
					Borough				Borough
教育	育館	○	○					○	
図書館	書館	○	○	△	△				○
公衆衛生	衛	○	○					○	
児童保護	保	○	○					○	
社会福祉	祉	○	○					○	
(養老・不具者等)								○	
住宅	宅	○	○	○	○		○	○	○
娯楽	祭防	△	○	△				○	
消防		○	○					○	
都市計画		○	○					○	
農村計画		○	○					○	
道路	有級	○	○	△	△			○	△
上水	級	○	○	○	○			○	○
下水	水道	○	○	○	○		○	○	○
浴場及び洗滌場		○	○	○	○		○	○	○
公園及び遊園地		○	○	○	○		○	○	○
照明	明	○	○	○	○		○	○	○
街路	掃	○	○	○	○		○	○	○
墓地	地	○	○	○	○		○	○	○
尿肉検査	査	○	○	○	○		○	○	○
食品販売検査	査	○	○	△	△				○
度量衡	衡	○	○	△					
(農地)	小割貸地	○	○	○	○		○	○	○
(農地)	小農地	○							
公営レストラン		○		○	○		○	○	

(備考) (1) △印は、当該種類の地方団体の全部のものに対してではなく、一部のものに対してのみ権限が與えられていることを示す。  
 (2) この表は、一応原則的な権限の所在を示したもので、たとえば住宅については、カウンティは、ルーラル・ディストリクトがその権限を行使しない場合にのみ補充的にその権限を有する等細部の関係は、現わされていない。

どのように地方税を計算するかと言うと、いわゆる不動産税なんです。つまり不動産を占有する者からその賃貸価格に相当するものを標準として課徴するのです。一ポンドにつき何ペンスというように表示されます。これを通常レート標準課税額、レートバル・パリュウと呼んでいます。課税の客体である不動産の年間の賃貸価格から修繕費、保険料等の維持費を控除した額です。この評価は国の出先機関である内国収税庁という役所が全国を統一した基準で決めます。ある不動産、建物がどの位の家賃が取れるか、ということが課税標準額をさめるに当たっての基本であるというように言われています。その何パーセントということで一ポンドにつき何ペンスというふうに表示されるのです。

この地方税が今回大幅に改正されました。これについては後で説明します。

### 水道事業の歩み

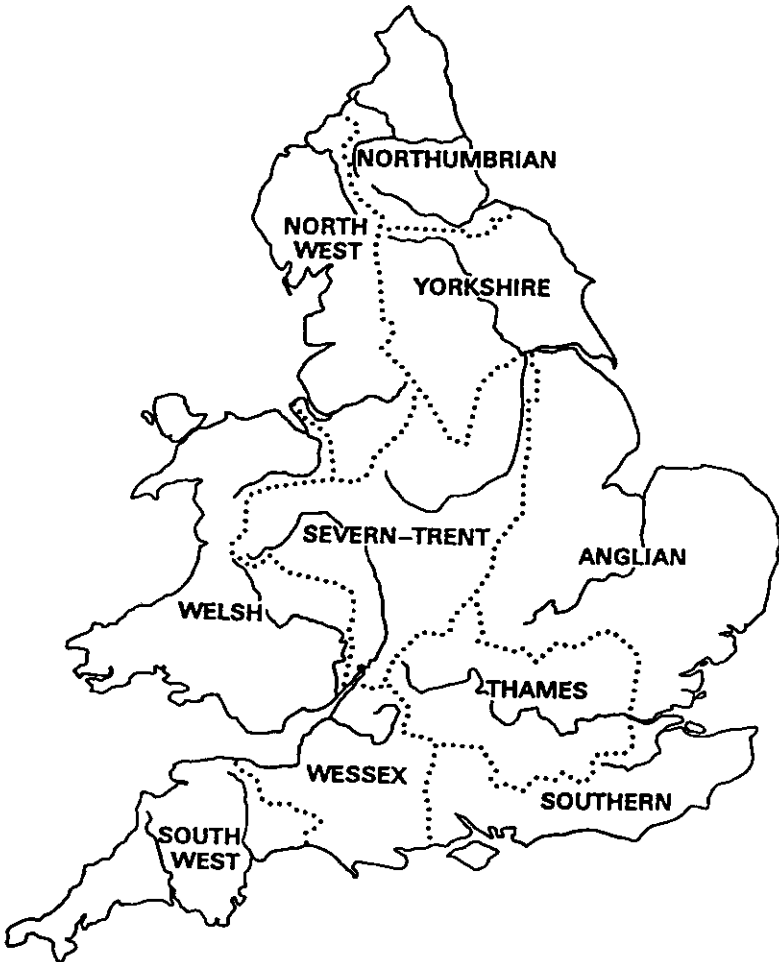
さて、第二次大戦後の水道の歩みですが、一九七三年に水法が出来ました。この水法というのはそれまでであった幾つかの水法と比べて非常に違った役割を持っていますので有名です。それはその水法に基づいて翌年、イングランド、ウェールズに同一水系、河川流域を所管区域とする十の水管理公社が国有機関として設立されたからです。この機関がウオー

ター・オーソリティと言われるものですが、この水管理公社は水道供給という単一機能にとどまらず、各区域内における水サイクルのほぼ全ての分野の管理について責任を持つ多目的な組織でした。それ以前は水道、下水道、下水処理、河川管理等は多くの異なる機関で個別に管理されていました。水道は地方自治体や水道組合、あるいは水道会社によってそれぞれ管理運営されていたわけです。下水道についても地方自治体や共同処理機関が、河川管理は河川公社が当たっていたのです。ところが水管理公社の設立に伴ってこれらの業務が一元化され、さらにレクリエーション関係の新しい業務が追加されたのです。公社の業務は、水道供給、下水道設備、下水処理、洪水調節、淡水漁業、レクリエーション、内水排水質管理、航行、アメニティ等で、これらの業務を一元的に処理するということになりました。十の公社の内訳は、図一に示す通りです。これは流域毎に重複しないようになっていきます。同一河川を横切ったりするようなことはありません。行政区画とは出入りする場所はありませんが、自然の地理的な分け方によっています。表一は公社の諸元です。広い区域のものから狭いものまで、人口もチームズのように巨大なものからノーザン・ブリアンのように少ないものまで、大変格差があります。

一九七六年にイギリスは大洪水に襲われました。ヨーロッパ

図-1

WATER AUTHORITIES IN ENGLAND AND WALES



表一2 10水管理公社の諸元

項目	区域 km <sup>2</sup>	人口 万人	総集水 量m <sup>3</sup> /日	人口集水 量L/人/日	主要 施設	1967/68 実収水量 10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup> /日	集水率 %	総地上貯 水貯留 10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup>	貯水池 10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup>	浄水池 10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup>	配水池 10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup>	伝送管 建設長 km	下水処理 建設長 km	下水 処理場 10 <sup>6</sup> m <sup>3</sup> /日
会社														
アングリアン	26.8	5.1	611	197		165	78	90,475	15	169	437	31,054	25,002	1,073
ノーザン・ウォーター	9.3	2.6	629	281	ニュー・キヤンタウ	39	100	30,300	23	28	175	8,570	12,400	361
ノースウエスト	14.4	6.8	1,219	474	リバーサイド サブ・システム	207	71	160,300	110	203	598	38,794	34,440	635
セントラル	21.7	8.3	773	385	パーキングダム	167	99	116,975	20	226	731	38,455	32,972	1,064
サザン	16.6	4.0	787	310		84	100	53,375	5	135	209	31,678	21,902	391
ウースタースト	10.9	1.5	1,194	136		52	90	25,700	37	57	442	13,194	8,206	416
チールズ	13.1	11.6	704	289	ロンドン	182	100	140,225	35	124	376	20,007	48,753	400
ウエーリス	21.3	3.1	1,334	144	カブリディン	48	75	55,900	91	211	900	21,230	16,573	609
ウエストミッド	9.9	2.4	864	213	ブリストル	79	80	31,950	11	122	360	9,976	11,595	357
ヨークシャー	13.5	4.7	818	344	リーズ グロブナーロード	116	84	74,408	111	754	611	31,536	26,549	591
計	151.5	50.3	912	332		1,109 (1981/82) 695	96	736,550	536	1,509	4,789	234,592	213,361	6,407

注 1981/82は1987/88、伝送管および下水処理施設建設長は1974年にその後の変化を加えたもの、その他は1988/89年度。

バ全体が濁水に襲われたのですが、イギリスの場合も未曾有のものでした。この時に水管理公社が既に同一水系をもって構成される広域的総合的水機関としてスタートしていき、水の重点配分、濁水地区への融通に迅速、公平に対処したので、史上最悪と言われた異常気象と大濁水の事態を回避するのに威力を発揮したと評価され、大変有名になりました。イギリス人はあまり大袈裟な言葉を使わないのですが、この濁水は大変異常なものであったので、非常な形容詞を付けています。併せてこれを無事に乗り切ったのは公社という新しい機関を作ったことによるということで、これもまた彼等にとつて自慢になっています。

それから水道がどのような歩みをしてきたかということも少し振り返ってみます。

今世紀初頭にはイングランドとウェールズに約二千の水道事業がありました。これは地方公共団体の数に匹敵します。それぞれの町や村がそれぞれの水道を持っていたと考えてよいでしょう。水道会社というのがかなり沢山ありまして、水道供給をしていました。あとは町や村や市が独自に公衆衛生法に基づいて給水をする。それから水道組合というのがありましたが、これは日本の一部事務組合のようなもので、町や村が幾つか集まって水道事業について共同処理をするという組織です。以上のようなところが水道事業をやっていた。た

またま一九四四年、第二次大戦が終る前の年ですが、この時点で第二次大戦後のイギリス経済の復興と発展及び水資源の合理的開発と活用体制を整備するために、小規模水道事業の大幅な統合と再編成が必要であるという考え方で、イギリス政府は水白書を発表しました。これを受けて一九四五年に制定された水法はより効率の高い業務執行を実現するために水道事業が統合、再編成されるよう奨励しました。イギリスの戦後の水道というのは統合再編成の歴史であったといわれています。一九四〇年代には千四百あった水道事業が、一九五〇年には九百五十、一九六八年には二百七十六、水管理公社が設立される直前の一九七四年には百八十七にまで減りました。水道事業の数が減るといことは、小さい水道事業が統合してより効率的に仕事を進めるということに役立つわけですが、彼等にとつていろいろな利害関係がありますので、政府の政策を受けて自発的に再編成に向かうということについてはこの辺りに来て動かなくなってしまうというように言われています。私が最初にイギリスに行ったのは一九六八年ですが、この時は二百七十六に減っていた時です。スコットランドのエジンバラに行ったとき、「エジンバラ水道はトラットの看板をまだ書き替えていないんですよ」と、まだ古いままの看板を付けて走っていました。ともかく水道事業はほとんど少なくなっていたのです。しかし、自発的統合はどこ



かで行き止まりになると言われていました。一九七四年の時点で百八十七の事業体があったのですが、内訳は水道会社三十、地方自治体が五十七、水道組合が百となっていました。一九七三年の水法は画期的なものであったと言いましたが、それはどういふことかと言うと、自発的再編成つまりボラタリな再編成は限界に來たということで、法律によって強制的に統合再編成を進めたということで画期的なんです。これはイングランドとウェールズを水系毎に十の区域に分けて、新しい地域的な多目的水機関を設置して、これに水の供給、下水道設備、下水処理、水質汚染の制御、排水と洪水防衛、漁業、船舶航行、レクリエーション等、水の全ての管理責任を集中することになったわけです。一方下水道の施設と汚水処理について眺めてみますと、一九四〇年代には約千四百の地方自治体が下水道について責任を持っていましたが、その数は一九七四年、水道が公社に統合される時点に至ってもほぼその数は変わっておりません。水道事業ほど再編成を求めた社会経済的圧力は強くなかった。その理由は、突発的な出水とか汚水中の腐敗物や健康に関する問題からみて、下水、汚水を長距離輸送することは困難であるということ、河川のどの地点においても汚水処理が出来るということは一様に狭いエリアしか受け持てないということ等があったのだと言われております。大量輸送になじまないということだと思いま

す。下水道施設サービスの根拠は公衆衛生法がありまして、これに基づいて処理されていますが、事業数はほぼ千三百九十三で、内訳は地方公共団体が千三百六十四、共同下水処理機関が二十七、大ロンドン庁(G.L.C.)及びロンドン・シティです。

河川の機能は、それまでは河川公社が担当していました。河川公社は一九四八年河川委員会法によって全国に一もしくは複数河川の流域を所管する三十二の河川委員会が設立された。この河川委員会というのが、河川の汚染防止、内水排除あるいは漁業に関する権限を持っていた。この委員会はその後合併されて、二十六になった。河川公社とテムズ河川河保護委員会という委員会が河川管理に関する権限を持っていたということ。先程十区域に分けたと言いましたが、実は旧河川公社というのはこのような地理的な関係を前提に所管区域を決めていますので、それを踏襲したということ、それ程決めることに困難は無かったようです。

それから水道と下水道を公社の中で一元的に処理するということの理由の一つに河川からの取水が増加する反面、河川に大量の汚水が流入するという現実があり、下水処理に対して汚染防止の権限が適切に行使されないという事態があったために、水道と下水道という施設サービスを同じ事業体でやらせればそのような難しい問題もうまく処理されるだろうと

いう考え方があったと言われています。このことは各市町は自分の所の下水処理はそこそこの感で処理をしまえば足れりということで済ませてしまえば、どうしても汚染についての最終的責任がおろそかになるということがありまして、このような考え方が出て来たと言われております。

### 産業国有化の考え方

次に今次水道の民営化を考えるに当たって、イギリスの産業国有化の考え方を説明したいと思えます。

イギリスは御存知のように資本主義の発達が非常に古いと言われています。産業革命がイギリスの歴史の中で非常に大きい役割を占めていますように、イギリスの資本主義の発達はそのようものを背景にして古い歴史があります。第一次大戦の頃までは自由放任主義、いわゆるレッセ・フェールというものの考え方の経済政策が展開されていきました。そのために経済的自由主義にとって国や自治体による公企業の創設や経営、つまり国有化、公有化政策というのは伝統的にあい入れない。いわゆる民の考え方、民に経済を任せるという考え方が伝統的なイギリスの考え方であつたわけです。そこで自然的自由の体系下に主権者、つまり国の役割というのは国防や司法というような仕事に限定され、それ以外は国は手を出不さない。そのためにいわゆる夜警国家という言い方さえされ

ていました。例外として公共事業と称される事業分野が公共性及び自然独占に基づく能率の観点からごく狭い範囲内で認められておりました。公企業の原形というのは、二つありまして、国有官庁企業の系列、これには郵便事業のようなものがあります。これは国が行う必要は必ずしもありませんが、公共性の観点から全国一律の郵便制度が必要だというように考えられたと同時に、歳入官庁としての役割も期待されたのです。もう一つは地方公営企業です。水道はもちろん、電気やガス、市街鉄道、このようなものが、地方公営企業として行われる。都市に水道供給を義務付けることが初めて行われたのは、一八七五年に出来ました公共保健法だといわれています。このようなことから、地方公共団体、市や町が給水の仕事に積極的に乗り出して来るという事態が展開しております。首都圏、ロンドンを中心に水道事業を統合、公営化したのが一九〇三年で、それまでロンドンの水道は八つの水道会社によって分割されて、それぞれのエリア毎に給水されておりました。マンチェスターやバーミンガムについてもガス等の市営事業がどんどん推進される、こういうことになりました。特にバーミンガムの市営事業は有名です。このような全体的傾向をフェビアン社会主義者は「ガスと水道の社会主義」と呼んだり、都市社会主義がこのような形で浸透、拡大して行くということ、歓迎されました。その後、官庁企業形態、

いわゆる郵便事業のような官庁が直接自分で全部やってしまうという企業、国有企業、公有企業というのを公共企業体に変えて行くという動きが出てきます。また地方公有が国有志向つまり小さい範囲では採算が取れないという理由で、国全体のレベルで事業を進めて行くというような動きがだんだん起こってきております。国有化、公有化の考え方というのは、十九世紀後半以降、社会主義者にとっても労働者階級にとっても最大の政策目標の一つであったと言われています。基礎産業の国有化によって生産手段の私的占有及び私的利潤の廃止が実現されて、労働者階級の資本からの搾取がなくなり、かくして生産手段の公有と民主的管理とを通じて、分配の一律の平等が実現されるという考え方が主張されるようになります。そこでこの考え方は競争は悪だ、無政府的な生産を助長する。自由に任せておけば弱肉強食で過当な競争が起こってくるし、競争のための競争ということで、調和も目標も何もない。従って計画経済による統制が必要だという思想がこの考え方の背景にはあるのです。イギリス労働党は一九一八年に規約を改正し、党の目的の一つに産業公有化を明記しました。そして社会主義政党としての地位と性格を公的に明確にしました。しかしながら第二次大戦前は、完全普通選挙権がまだできていないことなどもあってごく短期間の少数与党にとどまっております。政権を取る機会がなかったので、社

会主義政党としての産業国有化政策を実現するチャンスはなかった。しかし、一九四五年、チャーチルの保守党が敗け、労働党が政権を取った。そこで国有化政策の本格実施の機会が到来したというので、労働党内閣は一九四五年から五十年にかけて「重要産業の順を追っての国有化」に踏み切ります。一九四六年のイングランド銀行の国有化以後相次いで国有化になりました。労働党政府により石炭、鉄鉱、運輸、ガス、電気等基幹産業が国有化された時、これらは一つの重要な社会主義実現への里程碑と言われて、多くの進歩的な人々はこの政策を支持し、二十世紀後半の資本主義が進むべき新しい方向を指示するものとして注目され期待されたということです。しかし、国有化産業の成績はその後必ずしも良くなくて、熱狂的な社会主義者が期待したほど素晴らしいものにはならなかったと言われています。これについてロブソン教授は、次のように言っています。

「この幻滅は部分的には次の事実、即ち、社会主義者達が単なる国有化という事実だけに対してあまりに多くのことを期待し過ぎ、彼等が国有化産業の将来計画、組織、経営、技術労働に関して不十分な理解しか示さなかったことに基づくのである。」

国有化が労働党政権によって強力に進められましたが、その後保守党が政権を取ると元へ戻す、また労働党が政権を取

ると再び国有化を推進するという動きが何回かありました。

## 民営化の潮流

一九七九年の五月にサッチャー首相の率いる保守党政権が成立しました。そうして、労働党政権下で進められたそれまでの産業、企業に対する政府介入の増大と強化に対する強力な抵抗と逆転が開始されました。サッチャー政権は市場原理の復権と小さい政府への回帰ということを目標にして、それまで膨張の一端を辿ってきた公企業に対する非国有化（ディナシヨナライゼーション）、民営化（プライバタイゼーション）に挑戦を始めたわけですが。

サッチャー首相は、一九八七年十月、保守党大会でその政策について大演説をしております。その中に次のような自信に満ちた部分があります。

「ストライキ、生産性低迷、投資の枯渇、苦渋の冬、そして陰鬱な悲観主義と敗北主義。これらに支配された七十年代の古く悪しき英国は既に過去のものとなった。我々は今や新しい英国とともにいる。自信と楽観主義、経済力に満ち、諸外国がこぞって賞賛し、投資を望み、真似したくなる国、それがまさに今の英国である。」

これについて「サッチャー革命」という本には次のように書いてあります。

「苦渋の冬、それはサッチャー政権誕生に先立つ一九七八年暮れから七九年春にかけて、労働党キアラハン政権下の英国が自動車、運輸、病院、清掃等の長期ストに見舞われ、悪天候の厳冬と重なって、国民に深刻な苦痛と悲観主義、政府不信をもたらした時期のことである。清掃作業の全面停止は美しい街路を生ゴミで埋め、歴史を誇るロンドンの街並みは悪臭で閉ざされた。市民生活へのシワ寄せが弱者に集中し、暖房制限や病院の閉鎖等によって、お年寄り達は、「果してこの冬を生きて越せるだろうか」と恐れおののいた。」

サッチャー女史はこの数カ月後の一九七九年五月に「英国病の克服」をスローガンに、国民に訴え、総選挙に勝利したのです。労働組合の信頼と統制はお手のものだったはずのキアラハン労働党政権は苦渋の冬に象徴される急進的労組の際限のない要求と長期ストを前に無為無策のまま、放漫財政とインフレを氾濫させた挙げ句に自滅しました。

労働党政権からサッチャー新政権に残されたものといえば、先進国中で最低水準の成長率、ストライキとインフレの暴風利潤とは無縁の国营企業、財政赤字、民心の荒廃といった「負の遺産」ばかりだった。それが一九八七年にはインフレ率を先進国中でも最低水準の三・七パーセントに抑えることに成功しただけでなく、経済成長率は四・二五パーセントと、OECD加盟国中のトップに踊り出たというのであります。

サッチャー首相は、この間の政策実行の中でこのような成功をもたらした四つの要素を次のようにあげています。

- (一) インフレ抑制、(二) 減税、(三) 株式、持ち家など自己所有の拡大、(四) 自由競争の原理。

表13 サッチャリズム一〇年の軌跡

(一九七九—八八年のおもな英国経済指標の変化) (▲はマイナス) ※失業者数・率は八九年一月現在

	一九七九年	最高/最低	一九八八年
実質GDP成長率(%)	二・七	▲二・三(八〇年)	四・五
財政収支(ポンド)	▲九八億	▲二二七億(八〇年)	一四〇億
貿易収支(同)	▲三四億		一七・六億
インフレ率(%)	一三・四	一八・〇(八〇年)	六・五
失業率(同)	五・一	一三・三(八五年)	七・〇
失業者数(万人)	二九・六	三二・九	一九八・八※

表13は、サッチャリズムの十年の軌跡を基本的な指標で示しています。サッチャー首相は、今まで言いましたように極めて大胆な思い切った施策を進めてきたわけです。

さて、さきほど地方税、レートを改正したと言いました。レートを水道料金、下水道料金、それから水公社の業務に必要な収入として、それを基準にしていたのですが、一九八八年にそのレートが廃止されました。それ以降は、十八歳以上

の成人全員から住民税を取るといふようになりました。経過期間があり、スコットランドは一九八九年四月からですが、イングランド、ウェールズは一九九〇年からということ、なお準備期間があります。年齢や貧富の差無く、一人当りい

くらという定額で徴収するというように決められています。何故かという、消防や清掃や害虫駆除のような自治体の行政サービスの費用は皆が均等に負担すべきではないかという考え方によるわけです。先程のレートというのは、レータブル・パリエー、立派な広い家に住んでいる人は高い。狭い家に大勢が住んでいる場合は安い。しかし、道路を使い、消防の世話になり、清掃のお世話になるというのは、誰でも同じ

ことではないか。従って、負担は均等であるべきだ。このよ  
うな考え方で改正されたのです。

平等に対するサッチャー首相の考え方は次のようなもので  
す。

「一口に平等と言っても、これには二種類のものがある。先  
ず市民権や人権の平等、法の下に於ける平等、機会の平等等  
がある。これらは人間の活動にとって、「出発点での平等」、  
あるいはプロセスでの平等と言えよう。さらに少し違った種  
類として地位の平等や所得の平等がある。これらは終着点で  
の平等、「結果としての平等」である。イギリスのこれまでの  
税制が目指す平等は貧富の差を無くそうというものだから、  
終着地点での結果としての平等となる。国家の権力で高所得  
者から富を奪い、低所得者に回して、所得の平等、富の平等  
を図る社会主義ふうの平等主義である。サッチャー首相は、  
こうした平等主義に反対したのである。

つまり、個人の権利や機会は平等であるべきだが、収入や  
地位をも人為的に平等にすると進歩のない抑圧の社会になる  
と判断する。国家が個人の所得など経済活動の結果を強制的  
に全て平等にしようとするシステムでは、個人のインセン  
ティブが失われ、経済は失速し富も拡大しないと判断する。

結果としての不平等を認めた上で、経済活動はあくまで自  
由な競争に委ねようというわけである。」

(昭和六二年四月二十日、サンケイ)

このような考え方はこれまでのイギリスの社会主義やロー  
ッパの福祉主義を真つ向から覆す考え方です。出発点で平  
等に機会を補償すれば、その後の個人の努力の中で生まれた  
不平等はやむをえないものであるとして承認するのです。結  
果を平等にすれば、頑張ったり努力をしなくなる。サッチャー  
首相は、このような考え方に立つわけです。

民営化ですが、国より民間組織の方が事業をより効率的に  
運営できるという考え方があります。民営化はその上、政府  
の機構や支出の削減をもたらし、小さな政府の実現に貢献す  
るだろうとも考えられています。株式を売却すれば、政府の  
歳入増にもつながります。民営化は大衆資本主義という一般  
国民にアピールしやすい形であるとも思われています。一九  
八六年四月に民営化された英国ガスの場合、株式を購入した  
人数は四百五十万人に達しました。一九八四年に民営化され  
た英国電信電話会社の場合は二百二十万人で、その半数は生  
まれて初めて株式を持った人達であると言われています。一  
九七九年、サッチャー女史が政権についた時、全英国民のう  
ち株式を保有する人はおよそ三百万人でしたが、八七年には  
九百万人にも達していて、全国民に占める比率は七パーセン  
トから二十パーセントへ飛躍しました。つまり五人に一人は  
株式を持っているということで、株式保有者が労働組合員

の数よりも多い状態に近付いてきています。人々はこれを大衆資本主義と呼んだわけです。イギリスに労働組合会議（TUC）というのがありますが、その総加入者数は一九八八年で八百八十万人ですから、逆転が起こっています。既に「ごく少数の大資本家が多数の労働者を搾取する」という旧来の資本主義の図式は通用しなくなったというわけです。

表一四は、サッチャー政権になってからの民営化企業の推移です。表一五も同じような資料ですが、少し細かく書かれています。民営化が進んだ結果、国有企業の影響力は小さくなりました。例えば民営化政策以前は、国有企業のGDPに占める割合は九パーセント、総投資額に占める割合は十一・五パーセント、従業員は百七十万人でしたが、これが一九八八年には五・五パーセント、六パーセント、八十万人といずれもかなり減少しました。民営化することによって株式を一般大衆に売り出すわけですから、その売り上げは政府収入になります。その額は八九年度末までに二百五十億ポンドに達するだろうと見込まれています。

民営化の目的は、次の六つだと言われています。

- (一) 資本市場の監視下に置くことによる経済効率の向上。
- (二) 競争増加による消費者の選択肢の向上。
- (三) 国の財政負担の軽減。
- (四) 民間の株式所有の拡大。

(五) 国民経済における政府の役割の軽減。

(六) 労働組合の影響力の削減。

サッチャー政権は、第一次が一九七九年―八三年、第二次が八三―八七年、第三次が八七―現在と続いています。民営化もこの区分に合わせて段階的に進んでまいりました。第一段階、即ち第一次サッチャー政権の時代は、既に競争市場で活動していた事前準備をほとんど必要としない企業が民営化されました。準備がすでに整っていた企業です。第二段階は、ブリテッシュ・テレコムやブリテッシュ・ガス等国営の独占企業が分割されずに民営化されました。そして第三段階では、水道事業や電力事業等重要で論議の多い超大型事業の民営化が計画されています。

サッチャー首相は、引き続き民営化政策を推進する考えを表明しており、最大の国営企業ロイヤル・メイール（郵便事業）以外は全て民営化の俎上に乗せることになりそうです。さて、いよいよ水道の民営化について話しましょう。

### 水管理公社民営化の動き

一九八九年水法と呼ばれる法律が出来ました。この法律は、賛成三百七票、反対百九十九票の圧倒的大差で下院を通過し、女王の裁可を得て成立しました。同法の成立にあたり、担当の環境大臣は次のように述べております。

「この法律が成立したことにより、イングランド及びウェールズにおける水事業及び環境の将来にとって、一層良好な制度、枠組みが設定されることとなった。政府は一般使用者及び国に対して全体として改善された環境基準を設定する権限が付与され、また政府は水事業を国営から民営部門に移すこととなった。水事業は、民間部門へ移ることで、一層コスト効率的な事業運営にチャレンジするよう期待する。」

それから全国河川公社もこの法律によって、水管理公社の中の河川部門をそちらに移して発足したのですが、クリックハウエルという人が議長になる予定です。彼は、次のような大変強い調子のお話をしております。

「全国河川公社は、国のすべての水環境に関する分野の改善を目指す新しい国の機関としてスタートすることになった。より良い環境行政を行うため厳格で、効率的かつ現実的な業務執行を行いたい。深刻かつ継続的な違法ケースに対しては公社は訴追等法的手続きを取ることを辞さない考えである。」

このように環境や河川管理を適切に行うために違法行為者は許さないと述べているわけです。水法制定に至る経過は、表一六の通りです。この表でもわかりますように途中で民営化のスケジュールが延期されて準備が滞ったことがあります。しかし、その後には選挙がありまして、保守党が圧勝しました。この背景を受けて、サッチャー首相は一挙に民営化の手続き

を進めて、今次の法律制定に漕ぎ着けたわけです。当初の原案からはかなり姿が変わっております。

何故水道民営化かということですが、これは一九八六年の民営化白書に以下のように書かれています。ここで公社というのは公社が民営化されて会社となった、その会社を意味しています。

(一) 公社は、日々の経営に政府の干渉から解放され、また変動する政治的圧力から守られる。

(二) 公社は、公有制度が課している財政上の制約から解放される。

(三) 民間投資市場への接近は、公社が経費節減やサービス基準を向上させるために、効果的な投資戦略をとることを容易にする。

(四) 財政市場により、公社毎の実績を相互にまた他部門と比べることが出来る。このことは、業務遂行の改善に対し、財政面で刺激を与えることになる。

(五) 経済的規制システムは、より大きな効率性の利益が、低い料金、より良いサービスという形で自動的に消費者にもたらされることを保証する。

(六) 水に対する環境を守るためのよりはつきりした戦略的体制をつくるための方法がもたらされる。

(七) 民営後の公社は、消費者のニーズと選好を探ること、



表14 サッチャー政権の民営化対象国営企業リスト

すでに民営化したおもな企業（一部国有を含む）		業種		民営化期日		売却益（一〇〇万ポンド）	
名称							
プリティッシュ・ベトロリアム (BP)		石油		七九年一月・八三年九月		八一七	
ICL		電子機器		二月		三七	
プリティッシュ・エアロスペース (BAe)		航空機		八一年二月		四三	
ケーブル・アンド・ワイアレス (C&W)		電気通信		二月		一八二	
アマシャム・インタナショナル		医療機器		八二年二月		六五	
プリトイル		石油開発		二月		五四八	
プリティッシュ・レイル・ホテルズ		ホテル		二月		四〇	
アソシエイテッド・プリティッシュ・ポート		港湾管理		二月		四六	
プリティッシュ・シュガー		製糖		二月			
プリティッシュ・テレコム (BT)		電信電話		八四年一月		三、五〇〇	
プリティッシュ・レイランド (BL)		自動車		二月			
ロールス・ロイス (RR)		ガス供給		八六年一月		六、〇〇〇	
英国航空 (BA)		航空機エンジン		八七年五月		一、三六〇	
空港管理公団 (BAA)		航空輸送		二月		九〇〇	
プリティッシュ・ベトロリアム (第三次民営化)		空港管理		七月		一、二二五	
鉄鋼公社 (プリティッシュ・スチール, BSC)				一〇月		七、五〇〇	
今後民営化が予定される企業				八八年一月		二、五〇〇	
石炭公社 (ナショナル・コール・ボード, NCB)・電力公社 (CEGB)							
国鉄 (プリティッシュ・レイル, BR)・水道公社							

表—5 1979—87年の民営化

	開始年	売却益 (百万ポンド)
British Petroleum	1979	827
National Enterprise Board Holdings	1979	294
British Aerospace	1981	389
North Sea Licences	1981	349
British Sugar Corporation	1981	44
Cables & Wireless	1981	1,024
Amersham International	1982	64
National Freight Consortium	1982	5
Britoil	1982	1,053
Associated British Ports	1983	97
International Aeradio	1983	60
British Rail Hotels	1983	45
Jaguar	1984	297
Sealink	1984	66
Wytch Farm	1984	82
British Telecom	1984	3,682
BT loan stock	1984	158
Enterprise Oil	1984	382
British Shipbuilders Warship Yards	1985	54
British Gas (one-third paid)	1986	5,090
British Airways Helicopters	1986	13
British Gas debt	1986	750
BT preference shares	1986	250
Unipart	1987	52
Leyland Bus	1987	4
Leyland Trucks	1987	0
British Airways (half paid)	1987	825
Royal Ordnance	1987	190
Rolls-Royce (half paid)	1987	1,360
Miscellaneous	1979—87	510
総額		18,016

表-6 水法制定の経過

1985年	2月	ガウ住宅・建設大臣、下院において水道事業民営化計画を公表
	4月	住宅・建設大臣、水道事業民営化に関する討議書を水管理公社等に送付し、意見を求める
86年	2月	政府、水道事業民営化に関する白書を下院に提出
	7月	1987年に予定していた民営化について、リドレー環境大臣、下院において延期すると報告。 理由は、関係法制定の準備にいま暫く時間が必要。法案の提出は総選挙後となる。
87年	6月	下院総選挙実施。保守党圧勝（保守-376議席、労働党-229議席、その他-45議席）
	7月	政府、「全国河川公社—民営化される水産業における公的規制組織に関する提案」と題する緑書を公表
88年	11月	主要民営化法案が国会へ
89年	7月	法律認可
	9月	水道事業会社（WSPLC）の権利確定 全国河川公社（NRA）設立 水道事業監理官（DG）の設立
	11月	水道事業会社（WSPLC）の設立

及びサービスと料金を適宜適合させることへの強い動機を持つ。

(八) 民営後の公社は、多様な商業的サービスにおいて競争出来るようになる。特に外部へのコンサルタント業においてそのことが顕著になる。

(九) 民営後の公社は、他の民間部門から優秀な経営者をひきつけ得るようになる。

(十) 従業員や地域の顧客の双方に株式所有の機会が広く与えられる。

(十一) 従業員は株の所有を通して、仕事によりしっかりと結び付けられることになり、またその成功を確保するための動機付けがなされる。

株式を所有することは、即会社の経営に対して関心を持ち、その結果効率的経営が行われるということに対する監視役としての役割を果たす、それは従業員だけでなく、地元も一般の市民にも言える、こういうことを言っているわけです。

さて、次に水道事業を民営化すればどのような利益がもたらされるのかという問題です。これに対しては白書は、次の六つの事を主張しています。

(一) 顧客、従業員、環境、そして国家の利益は、民営化においてのみ保護されるというものではないが、民営化によって利益を受けることになる。

(二) とくに顧客は、サービス基準の向上、高い効率性、経費節減政策、低料金の維持、当該企業の株式保有の機会という利益を得ることになる。料金に関する独占による害からの防御ともなり、またサービス水準が明らかにされる。飲料水の基準はすでに制定されている。

(三) 従業員は、従業員による株式所有、仕事へ自覚、仕事へのより大きい満足感、強い動機付け、民営化された他の産業に働く人々に企業がもたらした報酬の期待という点で利益を受ける。水管理公社の年金は、地方政府年金計画に含まれたが、政府は将来の調整について、その産業を顧慮することになる。従業員は、地方政府計画からすでに生じている年金の受給権を維持する権利が認められる。

(四) 環境は、個々の河川や河口について維持され、もしくは改善されるべき基準を定める目標の設定に対して、政府が承認するという新しいシステムによって守られることとなる。公正で効率的な手続きは、河川や河口や海岸への廃水やその他のものの放出を規制するために維持される。そして水質についての情報を公的に知ることを保証するために最近提出された協定は、さらに効果的となる。

(五) 公社が民間に売却される前に、飲料水の水質、河川の水質、主要なサービスの基準に対する明確な目標を定めることにより、政府は顧客と公衆を保護する。将来の株主は、資

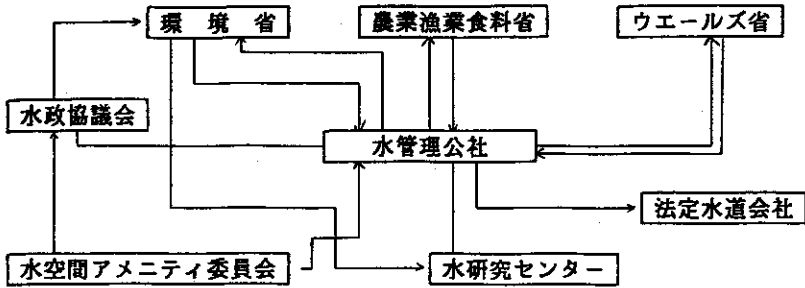
産、財産、収益性に関し会社の事業を評価するにあたり、明確に定められた固有の義務を了解した上で、株を購入することになる。

(六) 国家は、全体として事業や公衆衛生にとって重要なサービス上の高水準やより高い効率性、また新しい企業から生まれるより多い雇用機会、及び海外で成功した試みを通してより高い収入の見込みから利益を受けることになる。

次に、公社の組織と義務ですが、図一、二、三、四を御覧下さい。図一、二は、一九七四年に新しい公社が発足した当初の組織を示しています。この図の右側に法定水道会社というのがあります。これは公社の業務のうち水道事業部門に限ってその業務を代行する会社です。図一、三は、一九八六年に民営化が提案された際、組織がどのように変わるとして提示されたものです。公社が消えて、水事業会社が出来。そしてこの新しく民営化された会社の業務は、図一にありますが、水資源開発から水運航行まで極めて広範に予定されています。但し内水排除と洪水防止は、特別な公的組織を別に設けてここにさせる。このように考えた新しい会社の創設を図ることにしました。従って新しい水事業会社は、内水排除と洪水防止を除く全ての水に関する業務を引続き行うものであります。ところがこのような案に対していろいろな意見や要望が出てきました。そこで政府は当初の原案を修正しました。そ

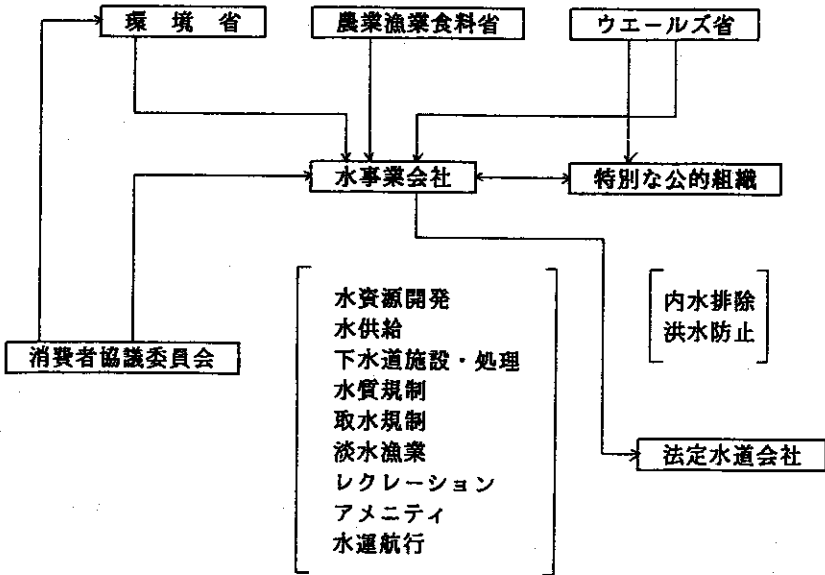
の修正案が図一、四です。この修正案が再度提案され、今回決定されました。これが一九八九年の民営化後の姿です。水事業会社は、水資源開発、水供給、下水道施設と処理に限って実施し、それ以外の業務は全国河川公社が担当することになりました。このようになったため、水管理公社が当初持っていた大きな水の一次的処理という姿は、民営化によって変わってしまいました。何故このようになったかと言いますと、全国河川公社が所管する業務は、ほとんどが規制的な仕事です。水運航行は閘門を開けて航行する船舶から料金を徴収するような業務です。これは河川管理に付随するサービス業務であって、規制業務とは違いますが、大部分が取水のライセンスを付与するとか、汚水の排出を許可するとかといった規制業務です。このような業務を民間に与えるということについては、問題があるという反対議論が起こったのです。規制する者と規制される者が同一人格であっては公正が損われるので、両者の役割りは分離されなければならないという理屈です。密漁者と密漁監視人は同一人であることはできないとまでいった論議が行われたようです。そこでこれらの意見を取り入れて、図一、四のように分けたわけです。全国河川公社の担当する仕事は規制的な仕事としては重要ですが、水管理公社が受け持っていた全体の業務の中の割合は一割程度と大変低いわけです。上下水道業務が公社の業務の約九割を占

図一 2 1974年発足当時の体系



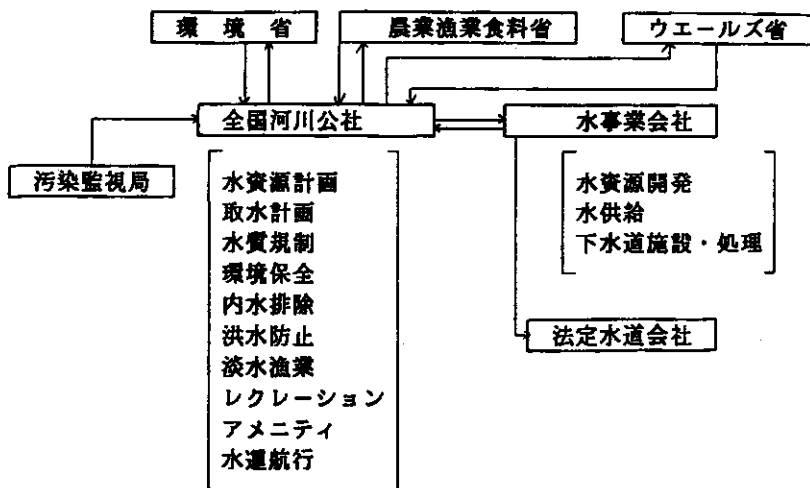
○水に関するすべての業務を管理・執行する。

図一 3 1986年民営化提案時の体系



○新しい水事業会社は内水排除、洪水防止を除き、水に関するすべての業務を管理執行する。

図-4 1989年民営化後の体系



○1987年民営化案再提案では、水供給および下水道施設・処理などは水事業会社に移転するものの河川および環境に関する規制業務は全国河川公社に移管することとした。

めていたと言われています。

### 民営化後の事業の構造

民営化後の水道事業の構造ですが、公社は民営化されずと、財政運営上の問題について中央政府と関係なくこれを決定することが出来ます。環境を保全しながら使用者サービスを提供するという本来の責務を果たすことができます。民営化によってサービス水準の向上、効率化、適正な資源の配分等が期待出来ます。現在の公社を十の新しい水事業会社として、全国河川公社に移管される義務を除き、それらを現在の機能を殆どそのまま残した民間部門に転換する。現在、法定水道会社というのがありますが、新しい会社は法定水道会社というスタイルにはしない。株式会社にする、このようなことが決まったのですが、その理由は法定水道会社というのは時代遅れだという考え方と現在の一般会社法で投資家の保護は充分であるという考えです。市町村が水事業会社に代わって下水道経営を代行する権利を持ち続けるか否かは、今後水事業会社自身が決めるということです。下水道の業務は公社が自ら行った場合もありましたが、引き続き市町村のカウンシルを通して処理するというのが通常でありましたのでこのようなことが言われているわけです。水事業会社は殆どの場合独占企業です。そのうえ供給されるサービスは環境保護は

もちろん公衆衛生にとつても欠かせないものです。水事業会社は不当な料金を請求したり、低水準のサービスを要求したりすることを防止することが必要です。水事業会社は十会社から出来ており、それぞれがエリアを受け持っていることは地域独占ではあるが、工夫次第で競争の余地を生み出すことはできるでしょう。例えば、資本市場において資本保護のための競争を行い、その他のサービスについて競争する機会を増えます。各会社間のサービスを比較することが可能になり、改善への刺激を与え、投資家に判断の基準を提供することに なります。水事業会社は認可を受けて、正式に上下水道サービスを提供する会社となります。株式会社は、利潤を得ることで株主を満足させ、経営水準を満たすことで使用者を満足させます。

今後のスケジュールですが、一九八九年七月六日に女王の裁可があったわけですが、九月一日が権利確定の日で、十一月一日から株式の売却キャンペーンを始めます。そして同二十一日売却価格を決定し、二十九日には会社設立趣意書を配布する。申し込みの締切りは十二月六日ということです。以上のような手続きを経て会社が正式に発足するわけです。

### 討論

須藤 上下水道は代表的な公共サービスだと思いません。従つ

て民営化には抵抗を感じています。環境、水質、料金を例にしてあげますと、不安を禁じ得ません。民営化の必要性や利益はお話を聞いて分かったのですが、議論の過程で問題点が多かったのか、代表的な論点をお聞かせ下さい。それからこの問題はサッチャー政権になってから強力に推進されたわけですが、野党の労働党はどのように対応しているのか、この点もお教え下さい。

齋藤 住民の基本的な生活や保健衛生等に直接係わっている上下水道業務が民間ベースの仕事として処理されることに馴染むかという問題だろうと思います。株式会社は利潤追及が最重要ですから、このような考えでこの仕事をやって、果して質の高いサービスを提供出来るかどうかということに対する疑問だろうと思います。この話はイギリスでも終始出ておきます。国会での質問や答弁等を見ますと、このテーマに関するものが一番多い。労働組合も同じようなことを言っています。労働党も同様です。水質基準が悪くならないか、サービスが落ちないか、儲け主義のために水道の施設整備がなござりにされないか、延いては危険なサービスに陥らないかという不安ですね。

この問題についての基本的な考え方は、イギリスでは上下水道が百パーセント普及してしまっていて、それが民間の会社でも既に経営されているし、自治体によっても経営されている。



水道会社は七四年の時に三十事業体もあって、現在は二十九あるのですが、立派に成り立っている。それに今回の民営化のもう一つの問題点は、ECの水質基準がイギリスと若干レベルが違っているということがあります。イギリスがECの水質基準を満足するためには相当な資金が必要だし、そのための準備もしなければならぬという点がありました。逆に言うと、それを満たせないのではないかとということで、ECからも注文が付いて来た。

いずれも民営化することによって、煩わしい法的な規制から免れ、それから財政的な資金調達もさまざまな手続きと時間を要するということから免れるということで、新しい会社はそれらを十分やり遂げることが出来ると期待されているわけです。新しい法律はそれらを可能にするのだという決意表明も出ています。

労働党の人達は、民営化された幾つかの会社については自分達が政権に就いた時には元に戻すと言っています。

イギリスの国有化政策も非常に政治的な思想や観念で動かされて来たし、逆に元に戻す民営の選択も非常に政治的な理想や信念で動かされています。イギリスの二大政党が政権を移動させる中でこの問題が扱われていることに対する別の意味の意見や考え方も指摘されています。しかし、先程申し上げたような保守党政権の考え方は、それなりに筋が通ってい

るし、それを支持する人達が多いということ、それと三期を終って四期もやるというようなようなサッチャー女史の決意表明もありますので、このような政策は今後も続いて行くものと考えられます。

上ノ土 図一三から図一四に変わったわけですが、これは過去の一元的な体制とはかなり掛け離れた形になっております。規制の業務は河川公社に持ち込み、サービスの業務が会社に残されたというように理解したのですが、このようになる間の議論について教えていただけませんか。

斎藤 図一三から図一四に変わる間に政府は、『河川公社に関する緑書』というのを書いています。その中で、当初原案に対して意見を提出した多くの人々は、『施設サービスの提供は民間部門に真にふさわしい商活動であるが、他を規制する権限は公共の利益に於いて実施されるべきであり、いかなる個人の利益にも結び付いてはならないと言っている。商業的かつ利潤動機によって行動する組織である水事業会社に対してかつて提案された権限は新しい分野を切り開き乱用に対する洗練された多様な保護措置を工夫することも可能であったが、これらのどれも規制は平等でなければならぬのみならず、いかなる時においても公平に見えなければならぬという抗議に打ち勝つことが出来なかつた。政府は公社の規制権限及び環境サービスについての責任は公的部門に残される

べきである」と決定した。」

以上のように言っているのです。政府は提案に対して水関係者や市民や議会等いろいろな所に意見を照会したわけですが、それに対して賛成もありましたが、民間会社に規制を委ねることで果して公平な業務が確保出来るかという懸念が極めて強かったようです。施設サービスと河川管理・環境保全という仕事に対する一般の人々の関心や議論は、やはり民営化に当たって広く行われています。この水関係の民営化というのがサッチャー政権にとっては選挙を一つ待って、しかも当初原案をかなり変更して実現したという意味では相当重い仕事だったと思います。ただこのことについては反対も非常に強く、労働党は断固元に戻すと言っているのです。やはり上下水道や環境に対してはそれなりの公的な関与がないと適正なサービス水準の維持が難しいのではないかと懸念があるのです。実は、驚くべき話があります。法律が制定される直前、オブザーバーがアンケートをやったのです。実はそれまでは七十パーセントの人々が民営化に賛成していると言われていたのですが、逆に七十四パーセントの人が反対していると言いました。このような大変ショックなニュースがあるんです。それでは全面的に不人気かと言いますと、十三パーセント、つまり五百万人以上の人々が水道会社の株を買っていると云っているという記事が出ています。これらの事実からどの

ように考えれば良いのか、難しいですね。

関係者は、こういった現象につちて「どの国有企業の民営化の場合も、国会での審議段階では不人気なものだ」とあまり悲観的に考えていないようです。

尾崎 先生は、水道事業は随分統合されたが、下水道事業の統合は進まず、地方自治体の仕事にとどまっていたというように言われましたが、この事実から下水道事業は民営になじまないように思うのですが。

斎藤 確かに水道の再編成の動きを見えますと、第二次大戦後は統合再編成ばかりを言ってきた、事業体はほとんど減ってきています。ところが下水道は事業体の数がほとんど動いていません。何故かという疑問が起ころのはもったもなことです。下水道は広域的な扱いは業務の性質上、汚水の長距離運搬の困難性等があつて、まさにローカルのローカルだということと統合化されなかつたと言われています。水道の場合は管を敷けば圧力がありますからどこまでも水の輸送が可能です。従つて規模の利益が非常に大きいわけです。下水道は一箇所に全部集めて処理することが恐らく技術的に制約があつて出来ないというように考えられたと思います。もう一つの理由は、水道の場合はウォーター・レートというところで、水道事業者がウォーター・アクトによつて独立採算で経営してきていました。ところが下水道は一般行政事務の一

部として下水道料金もレートのの中に含められて徴収されてきました。ですから水道は独立した企業であったのに下水道は一般行政事務。この違いが影響していると思います。なにしろ下水道は、道路や消防や警察と同列に取り扱われていたのですから、水道と同列に比較することは少なかったのではないでしようか。

**照井** 民営化になれば当然利潤追及が目的になります。そうすると統一的で公平な投資が果して可能だろうかといささか不安になるのですが。それから会社間の格差、これは問題ないのでしょうか。

**斎藤** 会社経営は確かに利潤追及が重要な動機になりますから、儲らない地域に投資することは控えようとするでしょうし、儲る地域はどんどん進めるといふことになるだろうという不安はわかります。それを防止するために水法というのがあって、会社経営そのものは細かな規制から免れています。が、事業法としての水法は、かなり規制的です。水質基準にしても施設の問題にしても、その他いろいろな面で守べき基準があるわけです。

実は私、昔イギリスに行ったとき水道会社があつて驚いたのですが、責任者に「会社だから配当するのでしよう。儲らないとどうするのですか。株主は黙っていないでしよう。日本の場合は公営で一般の会社が手を出さないからやっついてい

るが、大丈夫なんですか。」と尋ねました。ところが逆だといふのです。イギリスでは昔から民の官に対する不信が大きい。創意工夫や自由競争は民に限る。民間経営の中にこそ活力があり創意工夫があり発展がある。こういう抜き難い信念があつて、会社の幹部が口を揃えて「役所経営でうまく行くはずがない。彼等は非効率で改善の動機に乏しい。」と言つて、私は彼等の熱心な態度にびっくりしました。

採算の問題と普及区域とは関連しますが、配水管の敷設も基準があるので。その基準を満たすといふことで、会社に対する一つの免責がありますので利潤の故に公共性がなおざりになることはないと思ひます。

それから会社の規模と格差は大変大きい。サウス・ウエストとチームズでは十倍近い格差があります。だからどの会社も同じようなウエイトで経営出来るかどうかおおいに疑問があります。しかし、七月六日に一九八八年から八九年の年度にかけての仮決算が発表されました。この決算の発表のため十公社の議長がずらりと並んで記者会見をしたのですが、みんな目出度く黒字なんです。総売上げでも、税抜き前の利益も黒です。まだ会社に移っていない公社の段階でも昨今は非常に頑張つておりまして、かなりの成果が出ています。それに資本投資も結構やっています、会社になれば一層効率化に向けて頑張るでしょうからこの辺は克服されるだろうと期待され

ます。

安藤 三つお尋ねします。第一点は、料金設定に当たって公費負担というものがあるのか。更新費用でもやはり公費の問題があると思うのですが。第二点は、料金を安く押さえるために会社は本来事業以外に多角的な事業展開が許されているのかどうか。第三点は、料金設定のチェック機構があるのかどうか。従来は議会が関与していたと思いますが、会社となると何もなくありません。

齋藤 今回の民営化に当たって、機構やフレームは大きく変わったのですが、基本的な仕組みや進め方は変わっていません。国営企業だったのが民営になるだけで、補助金政策や料金の役割等の基本は今回変えておりません。近いうちに変わると言われているのは、メーターを一般家庭にも付けるということ。これは水法の中にもあるのです。何故そうするかというと、公平という面からコストを料金に正確に反映させるということを採用せざるを得ないためです。現行の水道料金も下水道料金も使った水量に応じて料金が変わるというような単純な料金体系を彼等は採っていないのです。まさに地方税的な考え方なんです。それに対する反省が今回出てきている。会社経営になれば更にこのような考え方が必要になるという論理を踏まえて進められようとしています。

実はもう一つ大事な事は、水道料金を決定する前提となっ

ているレートを廃止したことです。地方自治体の仕事の経費を不動産の価値によって負担する論理はおかしいというので、人頭税という考え方に立ってコミュニティ・チャージというのが出来たのです。このような考え方を採りますと水道料金もそのようなものを基礎に懸けざるを得ない。ところが水道料金はかつてのレータブル・バリューでやっても大変矛盾が大きかった。それに対してコミュニティ・チャージでかける方がより近いのですが、これもコストを正確に反映しない。そこでメーターを付けようということになったわけです。現在各地でトライアルが始まっており、メーター論議が大変盛んに行われています。

多角経営ですが、コンサルタント業務や海外援助等に乗出して行くことは今後可能ですし、おおいに伸びるだろうと言われています。土地の有効利用等にあった規制は無くなるだろうと思えますので、多角経営の方に向かうだろうということは考えられます。

それから料金等への議会関与がなくなるという点。水道会社の認可は環境省の権限です。従って政府の許認可というのはあるわけです。料金も全くの野放しではなくて、何らかの公的なチェックは残ると思われます。

安藤 公の関与ということから補助金や助成金といったものを予定しているのですか。

齋藤 地方公共団体にはレートの他に幾つかの収入源がありました。水道会社の場合は原則的にそのようなものはない。

公社の場合はいろいろな業務をしていたので、中には補助の出る業務もあつたでしょう。しかし、上下水道については無いと考へます。

藤森 「下水処理に対して汚染防止の権限が適切に行使されない事態」が起つたと言われましたが、具体的にはどのようなことでしょうか。

齋藤 小さい町村で下水処理をする場合、しばしば基準を満足させる処理が行えない事態があつた。ところが、それを河川公社が監督し、チェックする際になかなか上手いかなかつた。そういうことかと思ひます。具体的にどのような事件が起つたかという点は承知していません。

藤井 水に対するイギリス人の感覚はどのようなものなんでしょうか。

齋藤 イギリス人はどの人も東京のように大量に水を使わないと言ひます。一人当たりの水使用量を比較してみますと、東京は全体でも多いですし、家庭用水だけを比較しても倍近い差があります。この差は何かということ、私達も随分議論したことがあります。食生活や生活習慣の違い、気候風土、いろいろあります。結局彼等は公共のものを大事にする。メーターが付いてないので、いくら使つても同じ料金なんで

すが、彼等はそのようなことはしない。国民性として公共財を大事にするのではないかと思ひます。

谷口 英国が民営化したから日本もというわけには行かないと思ひますが、英国の水道事業と日本の水道事業の違いはどのような所なのか、その点をお聞かせ下さい。

齋藤 難しい質問です。それを考えるのに役立つと思ひます、こういう比較をすればどうかと思ひます。イギリスの場合、は市町村で実施していた水道を国が一元的に処理をし、国有化し、今度は全部民営にする。経営主体は変化の度に移つて行きました。彼等はそれを思い切つて選択し実行する。イギリス人は保守的で新しい事を嫌うと言ひますが、実はそうではなく、理屈の上で正しいと納得すれば勇氣を持つて実行する人達だと考へざるを得ません。イギリス人の考へ方は大変割り切れていと思ひます。ところがフランスの水道はイギリスとは正反対です。水道の事務は基礎的の地方公共団体であるコミューンが権限を持つて仕事をしており、これを手離そうとはしません。そのくせ、伝統的に自前で水道経営をするようなことは殆どやりません。それを会社に委託して、それを受けて会社が水道の仕事をする。このような伝統があります。大変有名なものにカンパニー・ジェネラル・デゾーという会社があります。これは一八五三年に創設され、すでに百四十年の歴史がある大きい会社です。上下水道事業の下

請けとか、環境整備などの仕事を手広くやっている会社です。フランスの総人口の三分の一に水を供給していると言われている程です。全くの優良会社です。フランス人はコミュニケーションが持つ水道の権限をこの会社と与えることをせず、自分でちゃんと持っているのです。

フランス流の民活で行くのが一つの方法です。原理原則を譲らないでね。イギリス式は全部を会社に委ねて公共欄には何も残らない。先日、ある役所でこの話をしましたところ、日本はどちらに向かうのかという議論になりました。その結果多数の方がフランス式を支持しました。どちらが良いか簡単にはいえませんが、私にも日本ではフランス式が合っているように思えます。

**中村** イギリス式のEC諸国への影響はどのようなものでしょうか。フランス式が大勢なのか、それとも、ドイツはまた違うようですが。

**斎藤** イギリスはそもそもが民営でスタートしています。しかし水道事業は大変な設備産業ですから、営利企業としてはやはり一般的ではない。私がこの点を尋ねると、「地方の有力者は地域のために必要なこのような事業には資金を出すものだ」という答でした。ある種の安定配当さえ出れば、地域に不可欠な仕事として受け入れられて来たのではないかと思えます。先日、日本のある証券会社の人が訪ねて来て、投資先

として水道会社をどのように考えるべきかと聞かれた事がありました。私は、短期的には儲る事業ではないが、水道事業は地域に不可欠なものだし、人々の生活になくてはならない事業だから必ず維持発展するだろう。短期的投資として儲けを期待するのではなく、年金生活者などのような長期安定配当を望む人達には歓迎されるのではないかと、そのような点からみると魅力的ではないかと答えました。ヨーロッパはドーバー海峡を隔てただけで全く違うわけですから、いろいろな考えがあつて、一色というわけにはいきません。

**栗田** イギリスでは中水道がありますか。

**斎藤** 中水道の有無については知りません。イギリスの水道の需給計画は大変ゆっくりした需要で、水量の伸びはまことに微増と言つても良いと思います。従つて中水道が必要だということとは資料の上では全く出て来ていません。

**稲場** スコットランドはどのようになっているのでしょうか。

**斎藤** イギリスはスコットランドを全く別の国のようにしているのです。しかし、イングランドとウェールズで行われたことは早晚スコットランドでも北アイルランドでも行われます。

**上ノ上** 大変穿った考えですが、株式の販売というのが政權交替を阻止する要因になるのかと思えます。と言うのは政權が代わつて、株が下落したり無価値になつたりすると困ると

いうことですね。

齋藤 穿ったというより、その通りだという人もいます。かなり有力な政策ではないでしょうか。

サッチャー首相は、今回公営住宅を大量に払い下げました。それも安価で、延べ払いを可能にして。イギリス人にとって住まいは城と言われています。この政策で持ち家率は相当上りました。この政策を政権安定策として労働党は非難していません。しかし、税制改革にせよ、民営化にせよ、それが政策の競争ではないでしょうか。

水道会社に戻りますが、国民が広く株を持つことで、監視機能が向上するという積極的な意味があるわけです。が、保守党延命策という側面を持っていることは否定出来ないと思います。